

新編  
女大學

卷之上

口仁9

337

1

和装本



細川潤次郎 校定  
西村淺樹 著述  
指原安三 著述  
新編 女大學

東京 金港堂書藉株式會社

新編 女大學序

女德

昭和九年三月二日 金港堂書藉株式會社 贈

會同 耶政

日 170

新女大學

序

すなはち中婦女の道たるは、やゝにわづらひたる  
ふの徳を、いふと、いふ所の道、かゝるべし  
その、女の、すゝち、男子、は、ま、る、家、族、を、ち  
この、ま、い、よ、と、ま、る、子、供、を、育、て、能、く、い、づ、る、も  
い、ふ、ま、る、や、う、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、も  
女は、かゝる、記、を、あ、れ、人、ま、る、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、の、ま、る、  
い、ふ、ま、る、身、を、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、の、ま、る、  
い、ふ、ま、る、身、を、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、い、ふ、ま、る、の、ま、る、



ふてよめる處——れをい女のあやまりぞいけ  
あきより怠らず其業をよくはしめいそを  
あて恥もあへ人ほどもりもたうふふ

あそいれ人乃つま君ぞいそいあけ子の母刃自と人の  
中——貴せられこのほまきも出をほぐてめ  
智恵をいづて化粧あり姉を鑑む女の道あり  
何りあがらあまふかちほりまねうるさ人  
いそあま物のこれをもほぐて心す——やみら  
あふ

物ふ譬——いそまぐ春あけけき花の園あめり誰を

あふぬありふのけむき花をい人乃とらあふけいそ  
されどうれをいあうかりこき花あり佛覧せよこれ  
いそあけいほめなまき天地をいあやめあけづらあ  
徳あて誰しも花をいけむあり誰しも春錢ばあけむ  
なり花も実もある人あらいそ人も人いほあぬづーこれ  
女の徳とみ

あふ鏡ふむふより衣服つてけいあふいほの奥  
もあふふ照るまきあふ

誰がいつい初め女をいから——あてあのづら物  
の夢もあふけ中——あていけんあふ



女たち

なほ産業いふ後らトまづ世にあらん人の其より  
しんくは育ちと習ふるもかゝるれそ人を育つるも  
うれふ女の膝乃く其を思ふに種とまづくるは  
ふか女子の業女徳をまはめておけひありやるをふか  
急るははれりけり婦女子を人

福羽 美 静

緒 言

れよそ、天地の開けそめより、万物各、その形と異ふ  
たり。形異あれ、性も、亦異なるれり。同く草木の中ふて  
も、松は、松の性あり。梅は、梅の性あり。牡丹は、牡丹の性  
あり。水仙は、水仙の性あるなど、皆、その性ふたがひ  
て、その能、各異なる、天然の道ぞか。鶴の足を長く、鴨  
の足を短けれども、これを断たば、却りて悲み、これを  
接む、なかくも愁ひあふ。熊は、肥えたり。狼は、痩せたり。  
されど、これを殺ぐ時に死す。添ふる時に斃れん。又各、  
その性ふたがはんのみ。人も、亦かくぞあるべき。男



子より男子の能あり。女性より女性の能あり。その能  
よりたがひて、その職を行ひ、互に相渉らざるを天の  
則にかゝるふといふなり。獨り万物のみかゝる理あ  
るふいあらど。國も亦然あるべし。その開けをめし時  
は當りて、各その體と異よりき。體異なれば、性も亦異  
なれり。故に甲の美風も乙に移さば惡風となり。乙の美  
俗も丙に移さば惡俗となることあらん。されば、各固  
有の體性を顧みて、時より處に應じて、我れも益  
するものと取り、我れに害あるものを捨て、自ら助けて  
長せしむること。猶は動植各、その養を異よりて、その

能と競ふがごとくなるべし。まゝて、我が皇國も陰陽  
二神の開き給ひて、天照大御神の基より給ひし處な  
れば、我等臣民の行ふ道も外國人とも同しからざる  
こと多し。故に、今水戸景山公、松平樂翁公、上杉鷹山公、  
石川忠房、中江藤樹、林述齋、江川坦庵、手島堵庵、佐久間  
象山等の女訓、及曹大家の女誡、蔡中郎の女訓、呂近溪  
の女小兒語、呂新吾の閨範、王孟箕の家訓、溫氏の母訓、  
史檉臣の願體集、唐翼修の人生必讀書、王朗川の言行  
彙纂并西洋節用論、西洋女大學、其の他の雜書、就  
き時勢を考へ國俗を顧みて、その合ふものも、これを



取り合ひざるものゝこれと捨て、その文を改作し、或  
ハ原文を挿入し、間ハ傳記を加へて、訓誡の意を補ひ、  
總て八編六十四章を得たるは實ハ明治二十六年の  
冬なりき。爾來友人の是正を受け、先輩の校定と蒙り、  
茲ハ始めて章を成しぬ。若し少カモ我が皇國の婦道  
ハ裨益あらば、たゞ己の喜のみハあらざらむ

明治二十九年第四月

著者識

申言

こゝにまたかきねていふべきことあり。かよそ人の  
道德に三種の差あり。一ハ世界平等の道德なり。二ハ  
國土よりての道德なり。三ハ時世よりての道德  
あり。世界平等の道德といハ信義仁慈勤儉堅剛等の行  
為の如きは、何の世何の國たるを問はず、昔も今も西  
も東も凡そ人の形のあるものは皆當ハ行ふべきの  
道德なり。國土よりての道德とも上帝の外にも神  
として禮拜すべきものなりといふ。西洋各國の禮俗  
も我が神國は合ひがたり。又七去の訓語の如き大



名は一娶九女の如き禮俗も支那もありては宜しとするも我が君子國より稱ひがたし。時世よりての道德とい、鎖國孤立の世と、各國對立の世と、封建階級の時と、四民同權の時とも、同道德の箇條中よても、輕重前後の差あるものよて、たとへて封建の階級の時よりては、各よく分よ安んじ、退いて家を守り、その外を願ひざるを、前として重んずべきも、各國對立の今日よりても、その身分の何たるよ拘はらず、愛國の精神を以て、堅忍の氣象を養ひ、駸々進んで、その職を竭し、小も我が家を富まし、大は我が國を富まし。

我が皇國として、世界各國の上よ雄飛せしむるを、目下の急務とするがごとし。これ獨り男子の道德のみよいあらじ、女性も亦この心得なかるべからず。さるに、在來の女訓諸書は、多くも、封建の世よ成りて、往々今日の時勢よ適せず、これ予自ら揣らば、この著ある所以なり。豈先哲よ繼ぐと謂もんや。



卷之上

目次

第一編 勸學 合二章

第二編 女子前訓 合三章

第三編 孝行 合九章

第四編 孝貞 合五章

第五編 貞淑 合十七章

卷之下

目次

第一編 家政 合十三章



第二編 母訓

合六章

第三編 節義

合十一章

目次

卷之土

新女大學卷之上

第一編 勸學

第一章

女は女の徳を修むること肝要なり。女の徳を修めん  
には、まづ女の道のあらまゝを學ぶべし。然らずば、事  
よふれ、物につきて迷ひ惑ふことありて、知らず識ら  
ず道理に背く事あるべし。

細川潤次郎

校定

西村茂樹

指原安三著述



女は人の家にゆくものなれば、はやく書を読むこと  
を覺えざれば、後いかに學ばんと思ひても、家の事  
いそがしく一生文盲よて終るべし  
たよそ人の性は相近きものよて、唯だ學ぶと學ばざ  
るとに由りて、賢愚のへだては、出来るものなり。故  
其の心の用ゐやうよて、世に類なき賢女ともありぬ  
べきに、衣服又い髪飾りも、美麗を盡さんとのみ心  
を用ゐて、學を勉め徳を修めて、心を美麗よせんとす  
るもの少し。これ容の美麗なるは、心の美麗は如すと  
いふことを知らざればなり。故に、もし小説など読む

暇あらば、身の教となるべき書を読み、女の徳を修  
むべし

小説は讀むべからず、小説を讀むとき、いつか、それ  
ふ心どりをいれて、光陰を空しく費し、遂に有益の書  
とも讀まずして、情緒日々卑穢に陥り、何ほど容も  
美麗なるも、心に下賤となるものなり  
をりく遊ばいとまある人のいとまなりとて  
書よまぬか

女は家ありては、母を助けて家事を行ひ、嫁しては、  
種々の勤あれば、身の暇少きものなり。さりながら、少



一の暇も空しく送らず。寸陰の間も書と讀むべし。學ぶ暇なりといふものい。暇ありとも學ぶざるなりといふことあり。前の歌と同ト意よりて。眞は學ぶにあらば。如何なる忙しき身なりとも。學ぶ暇もあるものなれば。少一の暇も油斷なく。有益の書を讀むべし。

第二章

婉女。土佐の人にて。生れつき。いとかく。幼き時より。學問を好み。字と巧まかきたり。父も。野中兼山といひて。學問のすぐれしより。領主山内氏に仕へしが。擢でられて。執政の職に昇りし。人かそねまれ。讒

せられし。かむ。自ら仕へを辞して。隱居せし。俄に病起りて。寛文三年十二月。みまかりぬ。其の翌年三月。領主の命より。一家盡く。同國幡多郡宿毛村に移されき。其の時。婉女。五歳なり。が。それより四十年の間。こゝにて。學問をまげみたり。其の頃。學問未だ開けず。て。書物も。亦多からね。四書など。婉女手づから寫したりきとぞ。かゝる時に。女の身ふて。さばかり。學問を勵みし。まことよ。めづらしき事といふべし。

婉女。四十五歳の頃。父の罪赦されし。か。土佐郡朝倉



村は移りすみて、醫を以て業とせしが、其の業すぐれて巧みなりしかむ。人多く来りて、治療を求めふ。一るはあらぬ事なかりき。領主これをきゝて、禄を賜ふんとせしに、婉女いふやう。妾は罪人の子なれば、いかふせらるとも恨みとは思ひぬ。なほ禄など賜はらん。いと恐れ多しとて、受けざりしを、母おいたれむ。そのやいなひのため受けよとて、きりにすゝむる人ありしかば、つひふこれを受けたりき。婉女常はいふやう。わが身の父母の身より、わかち給へるものにて、父母の身へ、また祖先より、分ち給へるなれば、わ

が身のかたあるは、祖先のあらがためなりとて、常に祖先を尊びしが、寶永五年、香美郡野地村に、祖先を祭る處を作り、其の傍に、舊家臣の功ありしもの、數人とあひせ祭り、田五反を寄附して、永く祭の用に供へたりといふ。翌享保十八年、十二月、年五十六にて、病てみまかりぬ。あひれ、學問の開けぬ頃、生れながら、かくまで、學問を勵み勉めて、心に守り、身を行ひ、いと尊むべき事ならずや

家若し貧くとも、貧きは因て、學を廢すべからず。家若し富むとも、富むは因て、學を怠るべからず



貧うして學を勤むれば、以て身を立つべし。富むて學を勤むれば、名乃ち光榮なり。

第二編 女子前訓

第一章

女は父母また舅姑夫にいたがひて、何事もわがれもふまゝ取りはからふべからず。女は三從の道といふ事ありて、幼き時に父母より嫁して、夫よりたがひ、老て夫なくなりて後、我が子に従ふものかれ、幼き時より少くも氣まゝの舉動なく、父母の仰を能くきゝて、かりそめにも背く

べからず。歳ごろふなりては、ゆゑなく、外へ出づべからず。行儀はいふもさらなり、言葉は尋常に、物やはらかなるべく、流行言葉を用ゐるべからず。容貌いそでならず、いやしからば、女らしくおとなしくすべし。裁縫料理など拙き、女の大なる恥なれば、勵み勉めてならふべし。飯をたき、菜を作ると、いやしき業のやうよおふ、甚しき誤なり。女は別といふ事とよく辨ふべし。別といふ、男女の差別にて、品行をつゝしむ事といふふり。品行たゞしきと



きは人のうたがひをうけ、そりとかうむることな  
きものなれば、能くつゝゝむべきことなり

## 第二章

女にも、我が家といふものなきゆゑ、嫁するをば、歸  
といひて、歸といふ字を書きふり。これ、夫の家を、我が  
家とするがゆゑなり。されば、嫁して後、夫を貴み敬  
ひ、夫を見をあされて、大なる恥と思ひて、少しも怠  
りなくつかふべし。夫を貴み敬ふとは、たゞ頭をさげ  
手をたれて、我が身を引きさぐるのみ、あらば、  
第一夫は恥をかゝさどと思ふといふなり

舅姑はつかふることの至らぬ、夫の恥なり。貌のは  
で、衣服の花奢ある等、萬の行儀少く、にても過ち  
あれば、皆夫の辱となるものなり。つゝゝむべし、いま  
ゝむべし

舅姑に事ふるは、我が父母ふ事ふごとく、敬ひ愛  
みて、何事よても、その仰は背くべからば、舅姑夫よ  
く事ふれば、實の父母よ、孝行となるものなり  
嫁して後も、常に父母の恩のおもき事をわすれざ  
て、此身も、此心も、父母の身心のかたみぞとれしひ、又  
手足と見る毎も、父母の身は疵をつけず、父母の心



よ恥をか、せどと只管父母を大切たいせつに思へむ。惡あくき心に發おこらぬものなり。惡あくき心も氣きま、より發おこるものなれば、何事にも孝行の志こころざしを立て、つとむべし。若しつとまらぬ事あらば、我が氣きま、ゆゑなりと思ひてつゝ、一ひとみて改あらたむべし。人へ萬物の靈たまとして、天地の間あひだに最もれたふときものなり。そは能く道理を守まもるゆゑふて、その道理にもさまざまあれども、孝行を第一とするなり。若し孝行ならぬとき、鳥獸ちゆうぶつも劣おとろるべし。

第三章



いそ女めも阿波國あわのくに徳島とくしま南大工町なんだいこうまち寺澤善右衛門てらざわぜんゑもんの養女やうぢよなり。が六つ七つのころより能く父母の事へ十歳ばかりの時より朝あさ寅うしの刻ときふ起きて女工よこを勤め、日出る頃より手習ふ師の許もとにゆきて習字しじを勵もみ、家いへに歸かへて。



れば、父母の業を助けて、少くも戯れ遊ぶことなく、夜  
に、早く父母を寐ねしめ、おのれ、子の刻までも、紡績  
の業をつとめたりき

十七八歳よりて、字をかくこと巧なり、かむ人々  
の勸めよりて、女わらべに、手習ふことを教へ、その  
いとまに、織縫の業をなして、父母を養ひぬ

年二十五よりて、父母、婿をむかへんといひ、人に  
の心、知り難きものなれば、若し、婿のきだて、よから  
ぬことあらば、その時、悔やともいかにせん。おのれ  
女なれども、父母の世ふあらせ給ふ間、心易く養ひ

まゐらすべければ、かゝること、免し給へとて、きか  
ざりき

いそ女は、父母より、つねに新しき衣を着せ、おのれ、  
古着を染替などして用ゐつ。斯くて、年月を経るまゝ、  
父は、老いて手足も動かずなりければ、人を雇ひて  
駕を乗せ、野山へともなひ往きて、その心を慰むるか  
ど、孝養ふ心を盡したれども、かぎりある命にて、終に  
みまかりければ、いそ女の歎き大方ならん、ねんごろ  
に葬りとなりたり  
その後、母、中風といふ病よかりて、おいくづをれ、人



子逢へば、俄か泣き、又いそ女を罵りなどするこ  
とありしに、いそ女も常々顔色をしかへず種々に心  
をくだきて慰めたり

母病み、勞るゝまゝ、二便のもるゝも知らざりければ、  
晝夜幾度となく穢物のぞきて潔くなし、又秋の末よ  
り、爐を開き火を埋めて暖ふいねさせ、たのれに帶  
をも解かずして、唯だ看病し心を盡したり

かくて母七十あまりにてみまかりければ、いそ女の  
歎きは、いふべくもあらざりき。市のつかさ、その行を  
賞して、いそ女の身終るまで、町の課役を免れたり

その後、いそ女の家へ、ますく榮えて、養女をもらひ、婿  
をむかへしが、皆能く、いそ女よつかふること、いそ女  
の父母よつかへし如くなりきとぞ

### 第三編 孝行

#### 第一章

孝行のことは、前ふもあらましのべたきしが、なほま  
たこゝに、くもしくいはんよ。孝は、愛敬の二つとむね  
とけ。愛とは、ねんごろふして、いたしむといひ、敬と  
も、うやまひてなれけがさざるをいふ。されば、親を愛敬  
する心をおしひろめ、よく本國の益をはかりて、長上



を愛敬するを忠といひ、よく訓陶して、子孫を愛敬するを慈といひ、和順にして、兄弟を愛敬するを悌といひ、善を勧めて、弟妹を愛敬するを惠といひ、正く節をまもりて、夫を愛敬するを順といひ、偽り飾りなくして、朋友を愛敬するを信といふ。この六つのものは、人の大倫より、その本も、皆孝行より起るものなり。

第二章

人は、皆身を立て道を行むべからず。身を立て道を行ふとは、我が身は、元と、父母の身をわけられたるものなれば、我が身を父母の身ともひいて、大切を愛

敬し、かりそめふも、道理にあたらざることを行はず。意を正し、行を潔し、上にのべし、六つのものもよく行ひ、少しも人のそりやからむらば、世よりぐれたる人となるを、身を立て道を行ふといふなり。かく、身を立て道を行ふも、皆親を愛敬する心より、たゞひろむるものなれば、先づ、親を愛敬すべし。先づ、親を愛敬すれば、長上より、必ず忠に、子孫より、必ず慈ふ。兄弟より、必ず悌ふ。弟妹より、必ず惠ふ。夫より、必ず順ふ。朋友より、必ず信ふ。何事もみな道理にあたり、世ふすぐれたる人となり、私の心もおこらぬものなり。



第三章

たよそ人の道よそむく。皆私の心よりかこるものなり。私の心とい。物の道理をかへりみづいて。我が思ふまゝ、ふ事とりはからはんとするをいふ。若し。この心の増長するとき。必ず人の本心を失ふものなり。本心とい。我が身。父母の身。して。我が私すべきものよあらず。若し。私するとき。人の妻となりて。必ず不順。人の母となりて。必ず不慈。人の兄弟となりて。必ず不惠。人の弟妹となりては。必ず不悌。上に不忠。友に不信。一切万事道理よはづれ

第四章

て。父母を苦しめ。父母を憂へ。鳥獸も劣るなりといふことをよく合點するをいふなり。故に。人の本心を失ひぬ。孝行の大本あり。又いかるまどき事をいかり。よろこぶまどき事をよろこび。かなしむまどき事をかなしみ。たのしみまどき事をたのしみ。ねがふまどき事をねがひ。にくむまどき事をにくむ。かそるまどき事をかそる。等。みな人の本心を失ふものなり。まして。死すべき處にて死せず。死すべからざる處に



て死するまどい、ともに大なる不孝なれば、平時より聖賢の教訓を讀み古よりの事蹟を看てよく輕重を悟りたぐべし

死ハ鴻毛より輕く泰山より重し

第五章

父母の恩ハ深く高く海の如く山の如く報い極りなきものなり。さると一たび人の妻となり人の母となりてい、反りてたのが私の愛をおぼれて、父母をいたしみるやまふ心のうとくなるものあり。これ大なる誤りなり。たのが夫をうやまひいたしみるのが子を

あはれみいつくしむい。固より人の情なれども、たのれの本ハ父母なれば、先づ父母を愛敬して、その愛敬の情をうつし、夫を敬ひ、子を愛せざれば、幹なき枝の如く、源なき流れの如く、行末なきかえぬものなり

物有本末、事有前後

故ハ眞實父母を愛敬すれば、心正しく行修り、何事も皆道理ふあたり、名ハ後の世にあらはるべし

第六章

兄弟ハ左右の手の如く、つらなれる枝の如し。その幼



き頃、ともに親の膝もとふ遊び、飲食を分かち起卧を  
同うし、まこと和睦しきものなれども、次第ふ成長し  
て、各家を成すまいたれば、やゝもすれば、私愛にひか  
れ、或は慾心を逞うし、いつか互ふ不和を生じ、友愛の  
情をかくものあり。浅ましくとも浅ましく  
斯く、浅ましく成り行くも、畢竟、父母の心を心とせ  
ずして、私の心と起し、物の道理を顧びて、思のまゝ、  
ふ行ふに由るなり。父母世に在す時、たば給ふやう、  
我が子供、兄弟多きがゆゑ、我等夫婦亡き後、互  
に助け助けられて、怙みつよく暮すならんと。さるに

今は反りて、その御心よたがひ、他人にも遙に劣りて、  
恃み力よならざるとき、第一親の心を安んぜざる  
ものよて、不孝このうへあるべからず  
されば、互ふ人の妻となり、人の母となりて、その住む  
家、異なるとも、父母の膝もとふあそび合ひ、むかひ  
を忘れず、父母の心を心とすべし。父母の眼より姉と  
見む、即ち子なり。父母の眼より妹と見ば、即ち子なり。  
父母の眼より姉の子を見なば、孫ならずや。父母の眼  
より妹の子を見なば、また孫ならずや。同く子なり、  
同く孫なり。少くも私愛の心あるものなあらざ。故



よ、父母の心を心とふ。兄弟彼我の私なく、互に相愛するも、友愛の道といふあり。兄弟のその生れ一ふに、前後あれども、その源に即ち一身

第七章

異國の事い、いざ知らず、我が皇國も、祖先を尊び、祖先を祭るも、孝行の要とするあり。故に、天皇陛下は、あらせ給ひても、伊勢まします神宮を始め奉り、列聖の神靈を尊び給ひて、時ふ御躬親ら祭らせ給ふなり。神宮へ、我が皇國の大御祖なれば、假りよ

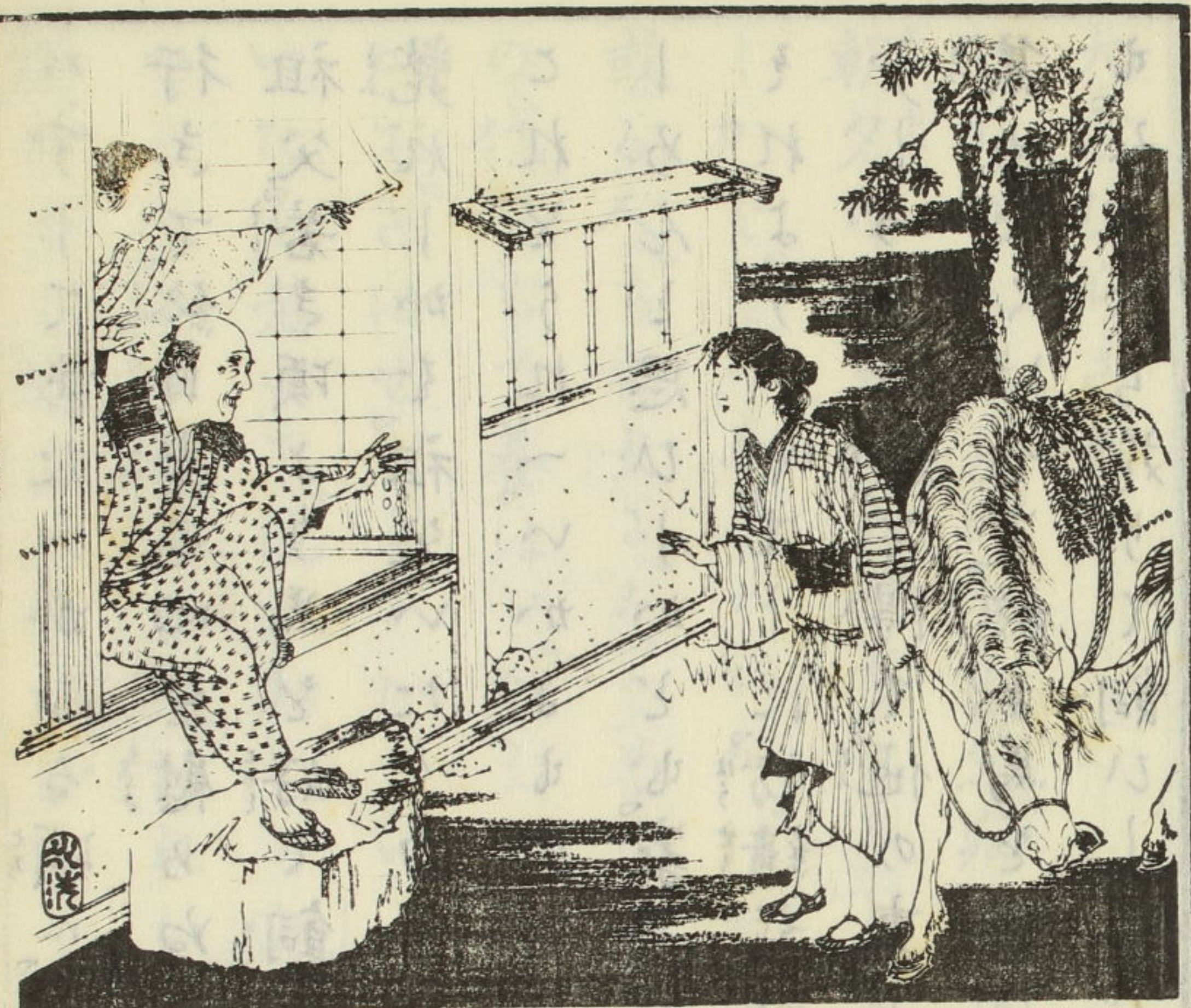
も、皇國は生れしものは、皆尊び祭るべきいふもさらなり。又これのれ、の祖先を尊び、祖先を祭るふ怠るべからず。若し、祖先なきとき、我が身も父母もあらざるべし。祖先に次ぎて、祖父母なり。祖父母を敬ひ事ふべし。祖父母も、父母の父母なれば、祖父母を愛敬するときは、父母を愛敬するも同し。ゆめあるがせふをるなかれ

第八章

肥後の國葦北郡野中村の農民藤十郎といふもの、その女子婿をむかへ、いふほどなく女子をうみて、ちよ



となづけぬ。ちよ女、六つ七つゝありー頃、婿病にかゝりて、農業をなゝえずとて、その家ゝ歸りぬ。ちよ女が母身まかりき。その時、祖父ハ五十五ふて、ちよ女ハ九つなりーが、祖父畑ハ出でーときは、ちよ女農具を荷ひて従ひ行き。われハ、やがて家ゝ歸りて、祖母の助をなゝ。日暮ハいたれば、又畑ハ行き、祖父を伴ひて歸りぬ。ちよ女、長ずるハ従ひ、孝心ハよく、厚く、自ら田を耕し、畑とうち、菜をつみ、木の實を拾ひ、或ハ、人ハ傭ハれて、その賃を求め、又ハ、遠き深山の奥ハ分け入りて、葛蕨



をとるなど、人の堪へがたき事ハよく堪へ、思ひて、祖父母を養ひたり。祖父、これとあれハ、己れハ俱ハ、山ハ行き、て助けんといへば、老たるを伴ひても、ほだしとるべきと、ちよ女聊ハその志ハたが



はずして、あたゝかなる頃、近きほとりの山に伴ひ  
行きて、終日老の心を慰めぬ  
祖父若き頃より馬を好て飼ひ、その馬はからび  
斃れ、かゝる祖父、いたく力をおとし、ふちよ女深く  
これとうれへ、いかよして馬を求めて、祖父を喜ば  
しめんと思ひ、かども家まづりければ、心は任せず  
それよりいやまゝに、紡績裁縫などに力をはげまし  
少づづの錢を得て、他の事不用おずして、次第ふ  
集めたくはへて、終に馬を買ひ、祖父と與へ、その秣と  
も、みづから蒔りて飼ひ、かゝる祖父のよろこぶこと

大方ならざりき  
一かのみならべ、その父病のため久しく歸り居て、  
朝夕の煙も絶えがちなり、ちよ女、これをも養ひ  
しかむ、その辛苦、いかばかりなりけん  
或る人、ちよ女を、めていふやう、奉公して、その身  
の代をもて養はゞ、かゝるは苦しくあるまじい  
か、ではせざるふかといふ、ちよ女答へて、祖父母  
いたく老いて、他は助くる親類もなきふ、われ家を出  
で、人ふつかへなば、たれか、祖父母をあはれむべき、  
我が力の堪ふべきか、まじりて、かくて養ふべしといひ



て、いよく孝養をつくりぬ  
かくて、この事態本に聞えーかむ。貞享二年の六月十  
六日に、毎年米十俵づゝと賜ふ事になりたり。時もち  
よ女十八歳なりき。さてその、ち、村長の、よき壻をえ  
らびて、ちよ女ふめあひし。田畑あども與へーかむ。  
それより心易く、祖父母を養ふことを得たりといふ

### 第九章

いち女、大坂堀江町、上總屋太郎兵衛の長女にて、妹  
とまさ女といひて、年十四、その次、八つにてとく女  
といひ、その弟と初五郎といひて、年六つ、又長太郎と

いふ養子ありて、年十二なりき。いち女、年十六の時父  
罪ありて牢にいれられ、いち女等、母子六人も、町役人  
に預けられて、悲しき月日を送り、うち父の罪まひ  
まりて、殺さるゝ日、迫れりと聞き、かば、母子のなげ  
き大方ならず、殊ふいち女も、食も咽と下らば、夜もす  
がら寝ねずして、歎き悲み、まさ女も、姉よそがり附ま  
共ふ泣き伏し居たり。が、いち女いふやう、唯だ歎き  
悲むも、せんあきことなれば、かくある上、吾等の命  
と奉りて、父の命と助けまゐらせん。さりながら、長太  
郎、養子なれば、留め置きて、父母を養ひーめん。初五



郎い、幼くして残りてもせんなければ我等も従ひ  
 めんとて、頓て燈のもとふて、親の代りに、子供五人と  
 いひながら、長太郎い、義理あるかなれば、他の四人  
 の命と親の代りに取らるれば、かたづけあしと身代  
 り願の書といた、めて奉行所へ出でんとしたれど、  
 その處と知らねば、長太郎を起して、案内させ、寒夜と  
 冒して急ぎ行きに、長太郎も、斯くと聞きて、我れと  
 も數ふ入れよといへど、姉兩人い、聞き入れざりき。漸  
 く、奉行所ふ至り、頃、早や夜もあけて、門を開きてあ  
 りたり。其の時の城代い、太田備中守町奉行い、稲垣淡

路守、佐々美濃守にて、美濃守月番なりしかむ、その願  
 と斥けて、汝等が父の罪科も最早極り、今明日も斬ら  
 るべきなれば、いかふ願ふともかなふべきふあらす。  
 早く歸れと呵りたれど、唯だ泣き、づみて歸らねむ。  
 美濃守、不便と思へど、罪科極り、上い、いかふとせ  
 んすべなければ、錢など與へてすか、還さんとせし  
 ふ。親の命こそ乞ひ奉れ、錢など何かせんとして押返し。  
 引立れどた、ざりしを、漸くよして送り出し、ま  
 暫くして、備中守来りしかむ。今日か、る哀ふる願あ  
 りたりとて、ありま、と物語し、備中守も、亦不便



の事に思ひたれども、若しも入智恵するものあるに  
非ずやとて、明日重ねて召出して尋問せらるること、な  
しぬ。さて翌日町年寄り、五人のものを召連れ出で  
に、白洲より責道具などをかざり、いと恐ろしき有様  
となりて、五人のものを引き出し、汝等が願を無益の  
事なり、身代りに立たんといふは、今一度父と逢えん為  
なるべし。たとひ願の如くは成りぬとも、先づ汝等を  
殺して後、父を救すべければ、相見んことかなはず  
といふれし、いち女おとなく、その義いとくより  
知り侍れど、若し父の命をゆるさせ給へば、相見ずと

も聊も恨みぞと答へければ、又汝等の命を取り、父の  
命を助くるときは、汝等五人も、八つ裂の責めを受け  
かゝる苦みかゝる傷みありと、種々恐るべき事をい  
ひ聞かせし、いかほどの苦を受くとも、父の命を助  
け給はば、少しもいとはずといひたり。又此願ふ母を  
除きたるはいかにと問ひし、四子共、命を失は  
んとするも見れば、母いかで許すべき。故に知らせず  
といひき。長太郎い、何故願の中より除きしぞと問は  
れし、長太郎進み出で、恐れながら、我れ獨りの願書  
ありとて、差出すと見れば、私事、太郎兵衛と血に分け



ず候得共恩を受けたることは、親子も替り申さず、其の上、母の身代りならば、女子あるべきも、父の身代り候へむ。此長太郎が命を召とらるべき事候とありて、兄弟互に死を争ひ、父の命を助けんとする。誠に見はれたりければ、奉行を始め、皆この有様を見て、哀れを催し、涙ふむせびぬ。其の日も、五人そのまゝ、歸されたりき。父死罪小行へるべき日の前夜、町年寄へ、明日五人を召連れ出づべしと命ぜられければ、乃ち五人を召連れ出でける。彼等五人の願ひ哀れふれむ。昨日江戸表へ伺ひ、しばらく太郎兵衛の死を延ばし



たれば、左様心得べしといひわたされき。斯くて、その後、五月を経、又五人を召出し、太郎兵衛の罪重けれど、今年大嘗會行はれたれば、大赦として命を赦さる。されど、大坂に住むべからず。こは、汝等が願ひて赦さる



るふもあらねど、願の志も不便の事として、評議もあり  
たれども、去年より只今まで疾も死すべきを延び  
されたるなれ。子供等五人も、構ひなれば、近所まで  
あられみ遣すべし。又これより四年の間、父と相見  
ることかないねむ。今暇乞ひ申すべしとて、奉行の前  
で引逢いされしよ、父の子を抱き、子に父とさぐる  
如くして、互に嬉泣の外なかりしと、見る人々、いづれ  
も、袖どしぼりたりとぞ。誠を得がたまき孝子なるん

第四編 孝貞

第一章

こゝにまた嫁して後の孝と貞とを併せてとかんよ。  
女は親の家を出で、夫の家を家とし、我が父母は離  
れて、夫の父母と父母とするものなれば、嫁して後も  
特小孝貞の二つを忘るべからず。  
孝といふ、舅姑は事へて愛敬を盡し、貞とは、夫に事へて  
節操を正うするといふなり。女も固より、その身を人  
に任せるものなれば、少しも我が身を我がものとお  
もふべからず。少しよても、我がものと思ふ心あれば、  
舅姑夫の心小逆ひ、禍かならば生ずべし。故に嫁して  
後、ことさら、我が身を有せずして、何事も舅姑夫の



命おんせは従ふべし

## 第二章

夫婦は一體なりといふことあり。されば舅姑は我が父母なり。少しも命は違ひをて。舅姑の心を心となし。深切は事ふべし。舅姑を思ふに深きとき、氣おのづから和ぐものなり。氣和げば、顔色おのづからにこやかなる。顔色ふこやかなれむ。起居きよれのづからいとやかなるものなり。

されど、眞實の心よりいづるはあらば、てたゞうはべのみと飾るとき、終ふ。その偽あらわれて、舅姑の

うとみを受るふ至る。舅姑のうとみを受るに至れむ。たとひ夫は愛せらるるとも、不祥の終りをなほものなり。若し、不肖の生れふて、行届かざる事ありとも、眞實舅姑を父母と思ひ、深切は事ふるとき、いつか眞實あらわれて、舅姑も亦我が子と思ひ、互ふ心よへたてあゝ家睦まゝく榮ゆるものなり。

## 第三章

女子、既すでに嫁したる後、夫の家を家とし、夫の父母を父母とせらるものなり。猶ほ我が生みの父母のみ慕はしく思ひ、我が生まれし家のみよと心得て、遂



は家風も我が生まれ家の風もなさんとするとき  
へ。舅姑もつかふる事おろそかななりて。その心も  
違ふ事あり。故に。既に嫁したる後。我が生まれ家の  
事の打忘れ。何事も舅姑の命のまゝに行ひて。その  
家風も随ふべし

斯くするとき。我が生みの父母は孝行ならぬ様  
なれども。既に嫁して。舅姑よく事へ。夫婦の間睦  
く。子孫の繁昌するを見る。我が生みの父母は。い  
ばかり喜び給ふからん。およそ人の子たるものも。父  
母を喜ばしめ。父母の心を安んずる事。第一の孝行を

れば。よく舅姑夫に事ふる。我が生みの父母は孝行  
と盡すふかふ。これを一舉兩得と云ふ

第四章

既に嫁しては。叔妹。我が兄弟として。姪姉の間は。姉  
妹なれば。眞實の兄弟。眞實の姉妹と思ひ。心を盡して  
交るべし。斯くするとき。一家親類和睦して。波風た  
たず治まるものなり。たよそ。一家の内。波風おこり  
親類の不和と来す。婦と叔妹との心とけず。姪と姉  
との仲あきふ由るものなれば。心を盡して交るべ  
し。その心を盡す中。最も愛敬を旨とすべし。愛敬を旨



として、兄弟姉妹和ぐときは、必ば舅姑の心よかなひ。夫婦の間睦しく、子孫繁昌するものあり。

## 第五章

ひめ女も、備後の國世良郡甲山町の人。儀八郎の妻。て、同國御調郡宇津戸村小生れ。父を半兵衛といひ、年十六ふて儀八郎の妻とありぬ。儀八郎若干の田地を耕して父母を養ひ、傍ら麻布糸綿或は農具の類を賣りて家業とあり、にひめ女よく女の道を守りて、慎み深く、食物をとりまかなふも、舅姑と夫とよひ、よろきものを進め、おのれもはしたものと同じきもの

のを食ひぬ。儀八郎三十餘の頃より、たもき病ふかり、心ひがみて、何事までも思ふやうふからねむ。怒りて飲食もすまざりしを、ひめ女うきことに思ひて、さまぐふいひあぐさめ、又も儀八郎が常よりたしめる者をたのみて、養生のことを諭さしめなどして、かなたふ舅姑をなぐさめ、こなたふ夫をいたもりて、まこしも怠ることなかりしが、儀八郎やむこと八年ふて、身まかりかむ。醫藥飲食のまかひよ、家財、ことごとく盡きて、朝夕の烟りも乏くありし、ひめ女いりつ、かひよいいとまをとらせ、自ら紡績して舅姑



編女九巻  
老云一

と養ひたりある日の  
事姑茶を求めに折  
ふ茶もなく又求む  
べき錢もかりか  
ば竊己が衣をひさ  
ぎてよき茶を求めて  
進めたりかくするこ  
と長き年月のあひだ  
も一日の如くなり  
かむ村長其のよ



金港堂書集林文會社

官ふ申しに郡吏ひめ女の家ふ来りてその状を問  
ふに舅答へていふやうわが子早くうせいかむたバ  
嫁とのみたよりとかいたるに志やさしくよく  
われら慰むるゆゑ貧きも心憂きことさらふな  
く十八年の間一日のやうふ樂み暮りたりとなみだ  
ながら語りたりといふひめ女の如き實女  
かむといふべ

第五編 貞淑

第一章

孝貞の事へ婦人ふ最も肝要の道なればこゝに重て

新女大學 卷之止 二十五 金港堂書集林文會社



くはしく説くべし。婦人の道は、婉婉聽従といふことあり。この婦人身を終ふるまで、常に守るべきことなり。婉といふものいひやはらかなくして、一づかなるをいひ、婉とは、たちぬふるまひにたよりくして、少しもたかぶることなきといふなり。聽従とも、家ありては、何事も父母の仰を守り、嫁しては、舅姑夫の仰を守りて、かりそめふも背き違ふことなきといふなり。たとひ言葉にて違はずとも、心の内にて違ふあらば、つひに容あはるゝものなり。

## 第二章

れば、深く慎み戒むべし。すべて女は、人より従ふものなり。常に聽従といふことを忘るべからず。また婦行として、必ず守るべき事四つあり。一つは、婦徳といひて、女の道を心より備へて、操正しく、その行に法ありて、人より誇らるゝことなく、容貌と始まるべし。事の事よく見ゆると云ふなり。二つは、婦言といひて、女のいふべき言葉を擇び、似合からざる言葉を用ゐずして、一づかよやさしく、ものいひて、人より厭むることなきと云ふなり。



三つは、婦容といひて、たとひ惡く生れたりとも、顔  
み垢のなきやうふ湯をつかい、口中は臭氣のなきや  
うふ口すゝぎ、衣服も麁末なりとも、いさぎよくして、  
ふりふりを取りみださぬと云ふなり  
四つは、婦功といひて、女の手業をよくいとあむ事  
よて、紡績裁縫の事いふもさらなり、酒食を清淨に  
調へて、祖宗の靈ふをなへ、家中の人々よすゝめ、また  
客ふどある時に、必ず自ら料理して、こゝろよくあ  
らふと云ふなり  
さて、此の四つの行のうちふても、婦徳を第一とすべ

い。いかほど容貌うるはしく、立居ふるまひ人よすぐ  
れ、ものいひするほよ、その手業人よりも器用かりと  
も、その心むねドけ、妬み深く、みたりがまゝき聞あ  
らんよは、そのすぐれたる事ども、みな姦惡の助との  
みかりて、人を賊ひ家と亡し、身は禍を受くるに至る  
べし。恐るべきことからずや

第三章

夫婦は、終身離れぬものにて、至りて親しきものなれ  
ば、知らずく媒ることあり。媒るときは、言葉ふも  
過つ事ありて、縦恣なる事必ず生ず。縦恣あること生



すれば、悔る心必ず生ず。悔る心生ずれば、曲直を争ふ  
心必生ず。それより種々の禍も出づるものなり  
この故に嫁しても、夫を一そぢふ尊びうやまひ。或は  
千里をへだて、永き年月を経ることありとも、常に  
夫の側は在るが如く、いさゝかもあるむ心なかるべ  
し。こは、婦人第一の徳ふいて、たとひ人ふこえたる才  
藝ありとも、この心なきものも、婦人の道を知らざる  
ものなり

#### 第四章

夫よく思ひ、と、永く畢ると云ひて、終身全く連

れ添ふことなり。されば、夫の心を求むべし。夫の心を  
求むといふとも、媚び親むのいひふをあらば。我が心  
を專一ふいて、顔色を正し、身の取り廻し、禮義は外  
れば、聞くまじき事を聞かず、視まじきことを視ず。出  
づるは正しからぬ容色なく、入るふかざりを取り乱  
さぬと、夫の心を求むといふなり。又たとひ事足らぬ  
夫なりとも、常に慎みて、その意ふ違えば、いつくまで  
もつき従ひて、我が家ふかへらんと思ふべからず

#### 第五章

前よりいひし如く、夫の父母も、我が父母なれば、嫁し



て舅姑のなきは。我が父母のなきふ同じ。不幸この上  
なきものなるふ。世は。舅姑のなき家を撰びて嫁り  
せんとするものあり。甚きひがことなり。若し舅姑を  
き家子歸き。家政の實地よくくして。何事も我が思  
ふまゝに取りはかりひなば。必し道理は外る、事起  
りて。遂は。夫ふもうとんぜられ。親類の氣をそこな  
ひ。反りて畢りありかるべし。

この故は。何事も舅姑の命をよく守り。その心ふかな  
ふべし。もし。その心に叶いぬとき。我が夫の不幸と  
ありて。夫は罪を得せしむるのみかは。我が生みの父母

ふも不孝かりと思ふべし

## 第六章

舅姑は孝敬は。夫は貞順よし。てよく和ぐ時に。世の人  
は譽められ。我が父母兄弟の名も顯はるれむ。これよ  
まされる女の徳はなきものなり

さりながら。たとひ舅姑ふあはれまれ。夫に愛せらる  
とも。慎みて外の事ふいか、はらずして。たゞ内を治  
むることふ心を盡すべし

## 第七章

また。夫の兄は敬ひ事へ。弟を憐み導き。少しもかげひ



あたあるべからず。されど、夫の兄弟ありとも。人あき  
處にともに居るべからば。又ものいふおもひそか  
よいふべからず。己が心は私なくとも。人のそりり  
ふあひ。又も夫の疑を受くることあり。つゝ、むべき  
ことふあらざや。又夫の朋友も。慎み深く交るべし

第八章

また、婢僕をあれみ。行届かざる事ありとも。怒り  
罵る事なく。顔色を和らげて、よくその過を教へさ  
すべし

婢、猶更婦人の手元へ使ふものあれば、少しにても

暇あらむ。女の業など教へならはせて、なさけ深くあ  
しらふべし

第九章

いやしき女は、唯だ夫をいつくしむことのみに  
て。夫をたうとむこととしらず。故ふ夫若したのれを  
愛はるることうそければ、忽ち疑ひの心をかこいて。夫  
どうらみかふし。よしなき事。心くるしめ。は  
ても種々の害を生じて。父母のうれひをまし。世のそ  
りをもまねく事あり。深く戒むべきことふこそ  
また、女は、心狭きものゆゑに。人と非として。己れを是



と思ふこと多し。己を是と思ふより、事の理をあやま  
ることあり。己れ人を敬ひても、その人、猶禮せざるは、  
我が敬の至らぬゆゑと思ひ、人を慈みて、その人、猶  
親まざるも、我が慈のいまだきなりと思ひて、己れ  
ふ反り尋ねるときは、外を咎むることなかるべし。古  
の書ふも、能く己れを責むるものなり。天下の人の非か  
らぬ理を知るともいへり

あら浪もよせらる方よかへふあり

人と難波の河とをよな

第十章

また、婦言も、四行の一かれども、多言は、最も戒むべし。  
多言とも、たゞ、多く、ものいふことをいふよりあらず  
して、當り障りある言葉を出たすをいふ。これを長舌  
とも、牝雞の晨するともいふ。たとへば、隣り近所の非  
をそしり、親族の短をわらひ、彼と此との仲言をふし、  
僕婢の言を信じて、軽くものいひ、夫の外事は渉る等  
のことあり。古より、殃のおこるは、往々、婦言は本くこ  
とあり。故に、牝雞の晨するなかれ。牝雞の晨するは、こ  
れ、家のつくるなりとの誠あり。つゝ、いむべきことふ  
あらずや



第十一章

また淫聲（いんせい）をよろこぶべからず。淫聲とも、おまめきて、正（ただ）一からざる音曲（おんきょく）といふ。唄三絃（うたさんげん）及芝居（しばい）の音曲など、みふ淫聲あり。すべて音曲は、人の心を動か（うごか）すものゝみふ、唄三絃も、たゞ淫聲あるのみかも、その唄の詞（ことば）も、多く、みだりがはしき事なれど、自ら人の心をとらかりて、男女の別（べつ）をみだし、人の品行をそこなふことあり。つゝ、みて近づくべからず。

第十二章

梯（はし）てい女（いむすめ）の父を民也（たみなり）といひて、越前侯（えぜんこう）の侍醫（しやくい）なりき。

姉妹三人ありて、姉と妹とも、他（ほか）に嫁（よめ）して、い女（いむすめ）ひとり家（いへ）に残（のこ）りしが、い女幼（こ）き時より、たわやかよれと、裁縫（さいほう）を巧（うまい）し。又箏（そう）を善（よ）くせり。父民也（たみなり）、同藩（どうはん）の南部某（なんぶのかみ）の子、文造（ぶんぞう）といへるを養（やしな）ひて子とふし。長ずるに及びて、い女を配（あづか）せし。一男一女を生みしかむ。父母の喜（よろこ）び限りなかりき。その後、文造は、陸軍（りくぐん）の醫（い）となりしかむ。家内（けいだい）いと賑（にぎ）々暮（くらし）し。ふ、明治十一年九月の末、文造病（やま）ふかりて、つひに身（み）まかりぬ。それより、い女がたくみきと、守りて、父母は孝養（こうよう）を盡（つと）したり。かゝりし中（うち）も、又も不幸



ふあひて、未だ三歳ふもからぬ男兒をもろゝなるひー  
かむ、残る女兒を、と一へ育て、さびき歲月を送り  
ま

父甚だ清潔を好むくせあるや、ふてい女、自ら薬室  
書齋の掃除より、朝夕の膳部まで、ねんごろに操り理  
りて、よくその心ふ適ひたり

或日、てい女、髻を剪りて、両親の前ふ進みて、何事も御  
両親の仰ふ背くべき理なく、また、何一つ、御ゆるしを  
蒙らで、計らふべき事とはあらねど、こたび、髻剪り  
し事のみを、告げ参らせずして、窃に計らひ、罪の深



三十三

けれど、是のみい、偏に  
ゆるし玉へと深くわ  
び入りぬ。こそ、親戚の  
人々より、てい女の年  
の若ければ、女兒を家  
に残して再婚せよと、  
しむく、勧められしか  
ば、今再婚して、父母の  
側をはなれなば、誰か、  
朝夕の侍養をあすべ



きぞとて、さては、かく貌りうちを變うつへりなり。其の時

いとせ  
一年ふ春に再び来ぬものを

散ちり  
に  
花  
乃  
い  
で  
咲さく  
塵ちりに

とよみて。父母ふ見せければ。それより。父母親戚も。またすゝめざりきといふ

てい女。常は箏を弾ひきて樂たのみしが。父ある時。その絃つるを締しめなごたり。その後父の友ふて。箏をよくする人來りて。てい女と共にひきし時。其の人、絃つるの緩ゆるみたるを怪あやみかむ。てい女こたへて。こゝ。此頃このころ。妾めかけの父が。締

てせしものぞと思ひて忍びて、弾き居りありといひ  
たり。てい女が親をうやまひ夫をたふとみること。み  
なかゝるたぐひありき

女兒の女學校は通ひ一頃其學校にて洋服を用ゐる  
 事となりし。さいはひ家よりシンの貯一ありしか  
 ば。てい女自ら洋服裁縫の圖畫をかひもとめて其法  
 よりからひて縫ひし。能く娘の身は稱ひたりとぞ。て  
 い女の裁縫は巧なりしこと。またかくの如くありき  
 明治二十三年五月二十日。齡僅は三十七にてみまか  
 りぬ。知る人これを惜まぬをかりき



死ふ之くまで矢ひて他ふ

第十三章

みや女、出羽の國飽海郡酒田臺町の商人清右衛門が妻あり。夫の兄忠七といふもの、五十集商賣といふ事となりて、世をわたり、商の道心のまゝ、ならび、金かりたる人ふいひわけするより、松前に行きてすみかど、清右衛門は、兄のおひめをはたられて、せんかたをき上り、母さへ、たもき病ふか、りぬ。母幾程もあくるてうせ、父もまた、一二年とへてなくなりぬ。夫の兄の借財をおひきびくはたられてす

べきやうふければ、享保十年、松前より下りて、兄と相談せし、かど、忠七も、やうく、その日をおくるばかりなり。かど、酒田より歸りても、償ふべき手だてありと思ひて、清右衛門も、亦松前ふとまりぬ。みや女、其の頃、懐胎ありしが、清右衛門の行き、後、一人の娘をもうけ、やうく、よおひたち、かど、日々、ちかきあたりの、たむこいれ、る家よ、かよはせて、その業をたもけさせたり。さて、みや女、清右衛門が妻として、人小噂されんふ。夫のためにも、よろしからトと思ひて、親族の許しも、晝、人目をはかりて、夜のみに



かとづれたりとぞ

清右衛門ふ、一人の妹ありしを、人よ嫁りさせしむが、みや女い、辛き營みの中より、とかくして貯へたる着かへふど、みを取り出して妹ふあたへ、その身い、人よかり着して、婚禮をなさしむ。其後い、單物ふど、重ね着して、寒さを凌ぎたるを、近きほとりのもの、見聞きて、ほめぬものなかりき。かくて、常よ人の衣服を洗ひそ、ぎなどして、なりはひとせしが、衣洗ひふ出たる跡よて、預りの衣服など、守る人もなく、その上、幼き娘ふあやまちなどあらば、夫ふいひわくべきすべなりと思ひ、

我が母を迎へて、同くすまいせしむ。其の後、母やみてうせしが、病の中も、殊よまめやかに扱ひたり。かくなりはひのなやましかりしむ、手業の暇よ、木綿を織りて、年々、夫よおくることい、一たびもか、ざりきとぞ

又、夫役錢などをさむるふも、催促をまたずして出つ。夫、松前ふ下りし次の年、火事にあひて、家造るべき手だてなかりしかむ。人の家とかりてうつりすみ、れのが地は、人よかりて、小屋作らせ、その地代よ、一歩つつの金を得しかば、その内をわづかよ分ち貯へて、清



右衛門が歸れる四年さき、人の作りかける小屋をかひ、少の修理をくもへて、もとの所すみめたり。斯くて、十六年を経て、元文五年に至り、その里の事司どれる。肝煎といふものより、清右衛門が許へ、迎ひのものを遣し、に、跡よりのぼらんとて、迎ひのものを返し、かむ、そのよし、みや女と娘といひ置き、ふ、五十日餘とへて、歸らどときこえ、かむ、娘いたくうち歎き、みや女、あはれみて、かの烟草いれうる家よあきて、其の家の老母といふやう、夫の歸るとまちわび、が、此頃よりありて、かへらどなど、風のたよりよ

聞えしを、娘き、て歎く。便りあさふ。頼み参らせたまき事あり。そは、夫、松前より下り、後、娘生れしを、今日まで大事にそだてしよし、も、病などふか、らむ、心ぐるしければ、娘が心ゆきて歎かぬやうに、よく、さとし給へふど、懇に語りきとぞ。其の頃、清右衛門が甥の、弥兵衛といふもの、金かりけるもの、歎きていひける。松前より居る忠七、清右衛門の、前よりかきらば、おなごさまなるふ、跡に、女のふて、貧しき事がざりなければ、所詮、償ふ事ありがたしと、ひたすらうちわびし。たれも、みや女が貞節を感じ、おしとりなれば、貸主も、



これをゆるし、かむ。そのより松前へいひ遣ひて。同年の十二月十六年を経て、清右衛門歸り来ぬ。みや女、夫の家よりざり。間、風呂屋より一ゆかざり。かむ。まゝて、物見あどよと、行きし事をかりしが、次の年、その里に神事ありし時、夫ふすゝめられて、始めて詣でたりきとぞ。かゝる貞節の事ども、領主は聞えしかば、寛保元年、米と金とをあたへられ。その後、たび賞譽として、米など賜ひたりとぞ。窮困の爲、節を改めず。

#### 第十四章

堀越後守忠俊の夫人へ、かねて賢婦の聞えありしが、寛永年中、夫忠俊罪ありて、羽前の國最上より流されし。ふ、かなしきこと限りなけれど、公のたまきてよて、慕ひ行くことならぬのみか、折よつけてのおとづれさへ、許されざりしかむ。たびいとすぢふ、我が身の行ひを正し、みさや城守りて、明くらせり。然るも、その頃、水戸黄門頼房卿の女の、五歳より、大猷院の養女となりて、加賀の宰相筑前守光高に嫁らむる。こと小定まりしか、かゝづきの女房より、さるべきものあらざりしかむ。或る人、この夫人をすゝめし。やがて



召し出だされ、一万石の扶助をたまえりて、守り役とせられぬ。夫人ももと本多忠政の女にて、生れつきまよらか、學びの業も暗からねば、教養の道いふもさらなり。召使の女どもも、折ふふれ事おつけて、理をさとし、道を教へければ、局の風儀も、おのづから美しいなりて、他の局の女どもとい、いたくかきりて見えたりとぞ。その諭されけることふ

女の高聲高笑ひは、はしためのめきて嫌ふ事あり。奥向、物靜あるがよろし。女の物語れるも、何となく、かまびすきものなり。獨りが慎まば、囁き

て事すむべし。互に聲靜ふ。姫君ふかづき奉るべし。囁くとして、耳より口よせて、はなされなば、人の噂や宣ふと、一座のものも、心おかれてよろしからば、是を耳雜談などいひて、嫌ふ事なり。慎まるべし。又化粧し、油つくるがよしとて、白粉の面より、めき。髪のおしめて、白ふをど、下司のやうふてわろし。近江君が、紅粉あからか、いつけてと、源氏は笑ひて書けるも、誠に古今同し、ころかり。必ずきは墨くろく、化粧の、きらくとるき様こそ、いたさるべけれ。髪は、伽羅たき掛くれを、自然と、その油



移りて、いなやかよなるものぞか  
白小袖かさね三つえりなどいひて、折々の衣裳あ  
るや、姫君の呉服、その心よてこそ、支度あるべ  
けれ、皆の衆の上着のきらめきて、間着のよろいか  
らざるは、心見えてわろし。間着をよろしくて、上着  
のおとりたるいよし。されば、結構い嗜まれまじ。  
程々ふよりて、とりかへても着られよか  
女も、物を氣ふかくる癖あるものなり。常ふたしを  
まむ、何事も氣ふか、らぬものあり。妬恨と言ふも、  
皆、物と氣ふかくるより、出で来るなる。又女は、男と

違ひて、詞のあやまちを咎めぬものなり。心よさを  
りたる事をも、堪忍するが女の操なり。いかふも輕  
きうちふ、物ごと洗ひ流して見よ。心よか、る事を  
し。われ發明したる事あり。若かりし時、初時鳥を閑  
處に居て、左の耳ふて聞たりしが、俗に凶事なりと  
いへむ。なまどひに、耳よとまりて、心憂く思ひしが、  
その夏、我が夫、最上へ御預り成り給ひき。去年の夏、  
廁ふて、又左の耳ふ聞たれども、今いか、る身なれ  
ば、何か心ふかくる事あらむ。命の終らむを、願ふ所  
よもあれむ。露も氣ふかけざりき。かくまで思ひ捨



てたる身なれども、召し出だされてかゝづき申せば、耳ふい善惡なく、時鳥は吉凶かゝ、唯心の趣く所  
よれば、何事も心よ掛けたまふか

第十五章

西三條實條公の後室より  
の息女はつりえされし消息

申すまでは、いそ糸ども、身もちやきく、心もおと  
しやうふほひく、さき石の、いそねやありて、昔のむ  
そまで、無常のて、縁糸線やあひ、まゝ、我らが行末と  
も、見とく、事はぶく、みなまゝと、おどろひ、筆よまゝのせ、申  
し、まゝのせん、いづれも、まゝの、いづるもの、され、理を  
まゝの、いづる、まゝの、いづるもの、され、理を

第一、慈悲の心ある人、人をわかれ、わかれ、けがもの  
乃よまで、露の情をかけ、面々、たゞ、柳れ風ふあびく、  
如く、そのやもらか、あゝ、て、人の心、城汲み、知る、ひが、  
る、心ぞと、あゝ、心のうち、み、金より、も、う、何  
だ、ある、事、成、さ、ら、ひ、一、筋、心、を、む、け、あ、ま、づ、忠、臣  
の、二、君、あ、つ、く、ば、貞、女、の、両、夫、に、す、み、え、ず、と、く、れ、  
と、れ、あ、ま、づ、朝、夕、あ、ま、づ、け、た、ま、ま、づ、神、や、佛、も、  
り、お、ま、づ、は、ま、づ、の、ま、づ、

第二、まゝのりどあや、御出にはん時、内う、念の事いと  
て、い、ま、ま、づ、それ、け、し、き、見、せ、あ、ま、づ、何、と、あ、く、取、あ、







鴨もあぐちる山陰ふー

と、あれうたの心も、この川、つとよや、鴨も、水のは  
やき、霞も、ほふが、この水、のよ、む、處、何  
と、ふ、いはんや、人間の身として、はげ、地處、う、す、  
う、

第四、夫婦の中、た、き、も、賊、き、も、む、つ、ま、一、事、  
よ、その、間、も、心、あ、く、う、ら、や、ま、一、け、れ、た、と、い、万、代、  
と、送、り、ま、さ、い、も、夫、小、見、か、と、さ、れ、ぬ、や、う、は、朝、夕、に  
一、き、み、ま、い、も、あ、何、く、千、秋、万、歳、哉、な、を、ち、目、出、た、う、御  
さ、う、え、か、ま、一、は、い、り、ん、む、綿、ん、の、事、と、さ、の、み、た、も

いたまふづ、う、う、ば、あ、い、う、ま、世、れ、有、ま、哉、は、い、い、を  
見、聞、い、ま、ふ、庵、い、心、と、あ、い、く、み、ト、わ、く、う、ち、過、さ、た、ま  
と、い、ま、ま、よ、ま、事、ち、る、づ、

つ、り、い、ま、恨、む、と、は、み、を、お、も、い、ま、い、  
あ、何、り、ま、と、な、れ、む、う、い、り、

右のうた、聞、え、る、事、ふ、た、り、ま、い、紀、の、有、常、が、女  
れ、う、い、ふ、

風、う、け、を、沖、つ、白、波、た、つ、山  
よ、は、ま、や、君、が、ひ、り、行、く、ら、ん

龍田、山、と、い、つ、ら、ぬ、ま、人、多、き、所、あり、白、波、と、い、ふ、い、監



人の名あり。かやうにある山を中將ひとりあんなま  
ふくく。神々む心いけくく。案じてよめる歌あり。今  
までの震歌あり。海に最明寺の狂歌う  
人のめりけり。もんきれをけりうそ

ふくく。忠恥我あらはしけれ  
これ理げよもとかゆひら

第五我ふたしき人の。そあ遠ざうゆと。又こ  
なも。かみざりよいもん。非竟のことうい  
はらし。これだふ人をあききげい  
いつでか中れたるいけつ

右いづれも。聞えくる歌。おぼえ侍る。ことふ。あつま  
し。異見あどい。いかりもねん。あらうけよ。こと  
い。げみも。思ひ。け。さ。あ。は。ら。ち。き。く。な。ま。ふ。あ。う。  
さ。も。ま。心。う。さ。し。に。色。見。せ。あ。ま。ふ。づ。か。ら。ず。その。色  
見え。ゆ。も。い。こ。な。び。より。あ。ふ。人。も。い。ま。だ  
第六惣じて。神や佛も。け。け。ら。ね。や。う。ふ。う。や。ま。い。た  
ふ。と。み。人。目。ふ。あ。ぬ。や。う。に。は。ふ。あ。る。事。よ。い  
あ。う。ら。だ。ふ。ま。こ。と。れ。道。ふ。か。か。ひ。あ。い。ひ。  
あ。う。ら。だ。ふ。ま。こ。と。れ。道。ふ。か。か。ひ。あ。い。ひ。

祈らむとも神やまのらん

第七。人の中も。て。い。う。り。も。あ。う。ぐ。と。も。え。ぐ。く。有



るべき事あり。あつりとも。あまりくちどく。たるを見  
ぐる。男も女も。ものいひ過ぎあるとあり。口いとが  
のうど。舌を禍のねと。申はことこれあり

時鳥人のあどむれおほうふい

ふさくふさく。さあぞあく

かれこそ思ひよりたまふ處。こころ。食事などの時。  
口をさ。よそめたるあどむれ。あさけはまうてい。甘き  
ものもあふあつり。幸記ものもむせるものあり

第八音曲歌連歌その外興ある座敷みそい。いかも。  
おさくさきゆりに。とりあ。たまふ處。さうあつら。

あまりさくろなるは。い。有るづ

第九人のあ。記ことむだ。ひ。歌連歌のど。げふ  
よみ。に。い。き。き。つ。か。さ。り。わ。ら。ふ。こ。と。を  
浅ま。多。何事も。色あ。き。やう。は。い。ん。さ。れ。心。ふ  
く。れ

第十。よ。さ。さ。い。さ。か。の。を。れ。来。り。と。て。も。愛。こ。  
く。有。る。づ。用。は。あ。ま。い。の。と。は。い。あ。ど。の。見。聞  
い。は。ん。子。あ。や。あ。い。ま。ん。と。や。あ。る。づ。か。ら。げ。さ。り。と。そ  
又。つ。よ。く。う。れ。げ。あ。る。も。い。い。ど。人。を。何。て。も。あ。ん  
の。所。望。あ。る。ま。じ。さ。と。あ。り。さ。る。づ。い。記。事。い。所。望。い



所ふよりくるゝからば。それなど又。あかたつも。ほど  
こゝたふづ。男女の身もちい。宗祇法師がことの  
葉朝夕心ふかけたまひいてよくい。いづれも心得た  
まふ。ふ。よきううへみも。さうえか。ま。せと思ひ。  
うくのごとく申ら。めでなくか。  
何ぞよのみん。つら。と何か思ふ

ゆり。それどうき。もの。と。れ

第十六章 夫婦の事

樂翁公の訓誡

夫婦ほど。せふ。た。きもの。も。ふ。然る。よ。その。別の  
字を以て。不易の法と定むるは。いか。よ。ぞ。や。それ。夫婦

へ。人倫の大綱。よ。て。父子。君臣。も。み。な。これ。より。た。こ  
る。事。なり。其間。た。み。む。つ。ま。き。が。中。ふ。も。な。れ。り  
がる。様。に。あら。ず。候。と。別。と。い。ふ。黄門公に。別の。義  
と。伺。ひ。候。とき。仰。せ。よ。婚禮の後。朝。お。き。出。し。とき。何。と  
なく。つ。ま。し。く。は。ぢ。か。も。し。き。心。底。有。之。候。この。心。根  
と。始終。失。ひ。不。申。候。が。別。なり。と。仰。せ。られ。候。由。古今の  
名教。なり。と。し。る。べ。し。凡。そ。な。れ。過。る。み。より。自然。と。心  
安。さ。ふ。ふ。し。く。か。こ。り。て。夫婦の間。讐。敵。の。如。き。ふ。至。る  
あり。家。禮。も。い。へ。る。如。く。婦。に。必。我。より。目。下。の方。よ  
り。迎。ふ。べ。し。と。い。へ。り。か。る。よ。今。は。我。より。も。高。貴。の



家の女をめとり、あまつさへ、財寶をこひ、土木の直をこふ。こゝよりて、その婦も、かならず、驕戾よりて、常はほこる意あり、夫へ、これを屈せんと思ひ、婦へ、これにほこらんと思ひ候。そのうへ、なれ過るふ至りては、妬心を起し、大に、家内治らざるに至るべし。さて、古より、英雄豪傑の士、女をたぶらかされ、又へ、制せらるるもの多し。隋の太祖の如きも、獨孤后を制せられき。それど、いかふと尋ねるに、女も、至柔のもの故、かへつて、至剛のものを制するなり。男も、つねに女をば、大に侮どりて、いかで、かれを制せられんと思ひて、油斷す

るに、女も、外に勤めなく、專一は夫の心をみすかりて、氣を入る様よとのみ思ふ故よ。工拙はほどの差なるなり。その上、愛する心より、その專制のきざりも見えず。よし見えても、また甚だかすかなり。制するよたらず。われ、敵國の計よのらず、剛強の士を手おつく。何ぞ愚痴の女、われをたぶらかさんと思ふよ。依て、その心怠るにつき、つひ、日々と覺えず。彼が術中は陥り、深谷のそこよ至りて、始て、かどろけども、よちのぼるまでたてかり。易といふ、霜をふむの漸をいらぬなり。右の故よ、晋の獻公、隋の文帝の如きも、女をたぶらかされ



て、家國を乱し、ぞかし。慎むべし。女は、いかふも柔弱  
よし。て、和順なるをよしとす。且又、政事向又、諸願ひ  
等、奥より出候様は成るは、甚だあり候。たいてい、理  
かる事ふても、政事等ふか、る事に候て、奥向より出  
し事ならむ。とり上げ申まどく候。妾の親族を家臣ふ  
ふす事、これ禁止すべし。萬一、始めよりある親族なら  
ば、散職をあたへて、政事はあづからしむべからず。其  
人物よしといへども、用うべからず候事。本妻、妾媵の  
しをど、よく立おき、かゝらずしむ。乱るべからず候  
事

第十七章

新婦某と與ふる書

江川坦庵

一夫と天と致し候事。誰も辨へ居候へば、天を怨み。  
天を厭ひ候。逃可申様無之候。是等の義は心を付。  
能々、相事へ可申候。凡門内の治へ、恩義を掩候故。心  
易立ても出来致し候間。敬慎專一心掛け可申事。  
一男は、剛を以て徳と致し。女は、柔を以て道と致し候  
事。候間身と修め候よ。敬ひよし。はかく、つよ  
きと避け候よし。順よし。くもふき事候故。敬順  
の道は、婦人の大禮候。偕て、誰も、最初嫁候節は、何  
様も、厚く心掛く可き積の處。追々居馴候よし。た



がひ前も申候。心易立と云者。出来候間。朝夕も心  
を用ひ。聊よても。差出ヶ間敷事。或い。不足ヶ間敷事  
共。決して有之間敷候。總トて。足ることと知り。勘忍  
と專一とし。言行とも。都て。ひかへめく。致し可申。  
凡事。直なると曲れるとは。あるなれども。それを  
其儘。是れい直なり。是ふてい曲れるなり。採と申  
時も。自然。聲高まりなり。果て。夫婦争ひ。も至り  
申候。畢竟も。平日前條の次第と。等閑て。心。掛けざ  
るよりの事。候。柔順婉曲。ふりて。夫。従ふも。女の  
道と申事と。心得可申事。

一夫留守の節。客来ること有之む。夫不在の旨。申斷る  
べく。若し無據事。て。座敷へ通し候も。誰れもて  
も。側。差置差向にて。話不致様。精々心付可申候。凡  
物。腐候より蛆と生し。人も疑れず候得。讒も  
入り不申候。能々心得可申事。  
一僅なる功。誇り候も。教なき婦人の常。て。其心の  
底。見られ。恥きこと。候。よき取計の義有之候と  
も。自負の體なく。或い。不行届無調法。杯と被申候。節  
い。我身と顧み。聊か不平。存ト申間敷候。それを口  
數多く。彼是辨ト候へむ。非を飾り候。もあたり。却て。



他の厭惡と来し候事に至り可申事

一衣服其外都て手掛け候者へは念入可申事

一下婢共告口等一切取用申間敷己れの長と説き人

の惡きことをあげ候様なる物語も決して致し申

間敷候事

一其家政の儀他家并り里方の振合と例より引き彼是

申間敷且つ自分の申出候通りならざる速不快

の顔付又もフリく致し候事共甚敷夫の氣色も障

り候ものも付都ての事よ此心付肝要と心得可申

候且夫より對し候て一旦さからひ候共終り致し

かたなく候者故寧ろ最初より順從致し候方女の  
道もよかるひわれも由なき恚恨の念慮と起さ

ず両全の道と心得可申事

右も此度縁付候ふ付ては最初よりの心得方大切に

候間差遣すものあり

新編女大學卷之上 終



明治二十九年十二月十七日印刷  
同 年十二月廿日發行

定價金三十錢

著作者

指

原

安



東京市牛込區西五軒町五十三番地

發行魚  
印刷者

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

版權  
所有

代表者

原

亮

三

郎

東京市下谷區龍泉寺町四百十番地  
右社長

大阪市東區南本町四丁目

賣捌所

金

港

堂

各府縣特約販賣所



